

令和元年度 第4回
指定管理者制度第三者評価委員会 結果概要

総合福祉会館について、指定管理者制度第三者評価委員会において審議を行った結果概要は、以下のとおりです。

指定管理施設の概要	施設名： 総合福祉会館 所在地： 福知山市字内記10番地の18 指定期間： 令和2年4月1日～令和7年3月31日 所管部署： 福祉保健部 社会福祉課 電話番号 0773-24-7088
指導内容等	<p>(1) 事業者の本来事業と指定管理事業の切り分けについて 指定管理者である福知山市社会福祉協議会の“本来事業”と“総合福祉会館の指定管理者としての事業”が混然一体となっている。総合福祉会館の管理運営として、どのような事業を進めていくのか、社会福祉協議会の本来事業との切り分けを明確に行うこと。それにより、両者の相乗効果が見込めると考える。 社会福祉の担い手としての社会福祉協議会の役割と指定管理者としての役割、それぞれの役割を明確に分担し、協力、連携することが更に進むことを期待し、事業計画の内容の精査及びその実現に向けて社会福祉課として指導すること。</p> <p>(2) 一般利用の促進について 指定管理施設が遊休施設化することのないよう、施設活用について積極的に進めること。 今後、施設利用状況の具体把握を進める中で、広く様々な分野での活用が見込める場合には、一般利用の促進に繋がる方策の検討を行い、収益の増加に努めること。</p> <p>(3) 団体利用について 現に利用いただいている地域の団体にとどまらず、地域における様々な団体や府内の各種団体等と連携し、積極的な事業展開を進めること。福知山市は、京都府北部の拠点であり、地の利もあることから、団体連携、地域連携を更に深め、施設利用が活発になるよう努めること。</p>